

# 公益法人の会計に関する研究会（第16回）

## 議事録

内閣府公益認定等委員会

## 公益法人の会計に関する研究会（第16回） 議事次第

日 時：平成27年1月28日（水）14:58～16:54

場 所：公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 検討結果のまとめ（案）について
2. 改正退職給付会計基準の適用について

○横山次長 皆さんおそろいになりましたので、第16回の「公益法人の会計に関する研究会」を開催したいと思います。

それでは座長、司会をよろしくお願いします。

○高山座長 それでは、もう16回になりまして、2年前の平成25年の夏から始まった研究会も大詰めに迎えてまいりました。きょうはなるべく最終回になるように、皆さん十分審議をしていただきたいと思います。

きょう1枚目なのですが、議事次第の中にありますように、検討結果のまとめ（案）として、事務局の方たちのお力をかりながら、皆様の後意見等も入れながら、また関係部局の考え方も調整しながらでき上がったものでございます。事前に皆さんのところに配信していたと思うのですが、きょうはこれをたたき台に皆さんの忌憚のない意見を出していただいて、すぐれたまとめを委員会のほうに提出していきたいと思っております。

また、2番目として、これは上倉参与から出ております「改正退職給付会計基準の適用について」という御意見がありますので、これは最後、これが終わった後に皆さんとお話したいということで、資料2、3ページありますので、それはまた後ほどというふうに考えております。

それでは、資料の最終報告（案）でございますが、これにつきましては、事務局から御説明よろしくお願いたします。

○松前補佐 資料1につきまして御説明させていただきます。この資料1につきましては、前回12月までに御議論いただいたところを最終報告書（案）として、一度メールを先生方に送らせていただきました。そこで再度先生方からいただきました御意見をここに反映させていただいております。それをまたお送りしていたのですが、きょう新たに昨日にも修正の御意見をいただいておりますので、それをあわせてきょう説明させていただきます。

資料1の1ページ目でございます。前回の最終報告書の案では、前文を入れてございませんでしたが、今回「はじめに」ということで前文を入れさせていただいております。この前文につきましては、中間まとめを踏襲させていただきまして、ほぼ同じような内容になっております。

3ページ目でございますが、4番のところでは最終報告の内容について、この中間まとめのところから変えて記載をさせていただいているところでございます。研究会の検討結果については、ここの目次にありますけれども、1から順番に結論を書いているところと、中には長期的に検討が必要な項目もある。

「公益法人の会計の在り方についても、寄附者を始めとする国民にとって分かりやすく、また法人にとってもより利用しやすいものとしていく必要がある。研究会は、このような観点に立って、新公益法人制度の普及促進の観点から、引き続き会計に関する課題の整理と対応策の検討を次年度以降も行っていく予定である」と書かせていただいております。

赤字のところは前回から修正をしているところで色を変えさせていただいております。

続きまして目次でございます。これは前回案として示させていただいていたものとはほぼ同じ内容でございます。字句の修正といたしましては、3個目の「正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの『廃止』」というところを「緩和」と直させていただいております。

次のページでございますが、財務三基準以外のⅦのところでございます。これは赤字になっていないのですけれども、前のときは正味財産増減計算書の内訳表の収支の情報の記載ということだったのですけれども、内容について御意見をいただきまして、「資金収支の情報の記載」という形で目次の項目の内容を変えているところでございます。

続きまして内容でございますが、6ページでございます。1番目といたしまして「小規模法人の負担軽減策」、これにつきましては、小規模法人の定義が難しいという結論を得たという形で書かせていただいておりますけれども、その下の中ほどのところで、具体的に記載をしたほうが良いという御意見をいただきまして、その内容を書かせていただいております。その中で、今、コメントを付させていただいておりますけれども、今回お送りしている資料から修正がございましたところでありすけれども、満期保有目的の債権についての評価を負担軽減策として、中間まとめの段階においては適用しなくてもよいという結論の方向でございましたけれども、小規模法人の定義は難しいということから、適用しないと原則的な処理をするということの結論に変えております。その理由として、最初の案では、「収益事業等を有している法人においては、償却原価法を適用した財務数値も別途算定する必要があることから、負担権限にはならない」というような文章を入れておりましたところ、関係省から御意見をいただきまして、「適用を弾力化する対象を定めることが難しいという結論になった」という形に修正をさせていただいております。これは収益事業を有している法人は特別計算が大変ではないかといったイメージになってしまうので、そこは避けていただきたいということで御意見をいただいて修正をいたしております。

次のページでございます。7ページのⅡの1から10ページにかけましては、前回12月のときに御議論いただいた結果を入れさせていただいております。内容については、そのときに御議論いただいた内容でございます。赤字のところは字句の修正、表現について、もう少し詳しくということで修正をさせていただいております。

1番につきましては「会計基準の設定主体の在り方」でございますけれども、「非営利組織全体の会計基準の枠組みの構築がどのようになされていくかを見つつ」、結論としては「引き続き検討することが妥当である」という結論を研究会ではいただいております。「その際には、本研究会が会計基準の設定に携わることになると考えられるが、会議体の位置づけ、メンバー等は、基準設定の観点から改めて検討のうえ、設定することが必要である」と前回のいただいた御結論を書かせていただいております。

8ページにつきましても、2.「法人類型ごとに適用する会計基準の明確化」ということとでございますが、これも前回の結論をいただいて書かせていただいております。中ほど、「その際」のところ、結論の内容でございますけれども、「一般法人は非営利を目的とす

る法人であり、利潤の獲得と分配を目的とする法人でないことを踏まえ、公益法人会計基準を企業年金会計基準より優先して適用することと考える」というような御結論いただきましたので、そういうようにここに入れさせていただいております。

9ページ目でございますが、こちらが表現についてわかりやすく修正をしているところが赤字の部分でございます。

3番につきましても、結論につきましても変更はございませんが、詳しく書いたほうが良いという御意見をいただきまして、具体的な会計基準の名称等を入れさせていただいております。

10ページ目でございますけれども、前回いただいた結論を改めて説明させていただきましても、10ページの中ほど、「その後」以下のところで、改正が行われた企業会計の基準についてどのように対応するかということを書かせていただいておりますが、この研究会では、こういうことが起こったときには対応方針、体制を決めたということで、この最終報告書では対応方針を決めさせていただいている記載になっております。そのときの状況といたしましては、「企業会計基準をベースに個々の会計基準を公益法人において適用しない場合のメリットとデメリットは何かを検討の視点として、研究会において、継続して検討していくこととしたい」というような御結論をいただいております。

検討の結果、適用することとした会計基準については、その具体的な適用方法について、研究会が引き続き研究するもの、もしくは日本公認会計士協会に研究会の結論・方向性を伝えて、具体的な適用方法について検討を依頼するものを分けて示すというような仕組み、これを決めていただいたところでございます。

11ページでございます。11ページの4番、5番につきましては、表現方法について、いただいた御意見を反映させていただいているところでございます。

12ページでございますが、正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和の結論のところでございますが、赤字のところの赤でまた上から線を引いているところでございますが、「したがって」以下のところでございます。修正前の文章はコメントのところ書かせていただいておりますが、「したがって資金面の都合と業務量を勘案し、法人会計区分を作成するかどうかと選択することができることとした」と、当初文章を書かせていただいておりますけれども、これについては、この表現でよいか、もう一度御議論いただきたいという御意見を参与の先生からいただいております。

事務局案といたしましては、ここに記載のとおりでございますが、「したがって、公益目的事業のみを行う法人が、財務状況から法人会計区分を作成する必要がない場合には、同区分の作成に関する業務量を勘案して、同区分の作成を省略できることとする」というような案を出させていただいておりますので、後ほど御議論いただければと思います。

続きましてIVでございますけれども、貸借対照表内訳表のところでございます。ここにおいては、一番最後の段落でございますけれども、「貸借対照表内訳表については」ということで、この当初の文章は「税制優遇を今後も継続して受ける公益法人としては、説明

責任を果たすために、作成することはやむを得ない」といった結論を書かせていただいたところ、関係省から御意見いただきまして、ここに本文を修正させていただいております。事務局の案といたしましては、「公益法人は今後も継続して国民に対して説明責任を果たすために作成することはやむを得ないことと考えられる」という形に変えさせていただいております。

続きまして13ページでございます。2.の「正味財産増減計算書内訳表」についてですが、これは表現をもう少しわかりやすくということで、終わりから3行目、「運用上、貸借対照表の単位ごと（貸借対照表内訳表を作成している場合には、会計区分単位ごと）に期首及び期末の正味財産残高を記載すれば足りる」ということで詳しく書かせていただいております。

続きましてVの「財務三基準の解釈・適用」の1つ目「収支相償の重要解消計画の1年延長」ということで、前回まで示させていただいていた案に検討の経緯を追加をしているところでございます。13ページの赤字のところでございますが、中間報告のところ、なぜこのような検討が必要になったかという理由をここに追加の記載をさせていただいております。内容については中間まとめのときの表現をそのまま踏襲しておりますので、特に内容の変更はございません。

15ページでございます。15ページにつきましては、表現をわかりやすくということで、中ほど赤字のところは追加の記載をさせていただいております。

16ページでございますが、赤字にしてないところがございまして、③の2行目から3行目、「金融資産の取得することの必要性和合理性についてア.～エ.の項目を確認することとなる」ということで、これらについて確認をしてくださいということを明示しているところでございます。

続きまして17ページでございますが、ここは書き方、表現方法についてわかりやすく修正をさせていただいております。

18ページについても同じように修正をさせていただいております。

19ページでございますけれども、指定正味財産についての③「用途の制約」についてでございます。ここにつきましては、参与の先生から御意見多くいただきまして、御意見を踏まえて反映できる修正については赤字でさせていただいております。中ほど「しかし」以下でございますけれども、この表現につきましては少々御議論をしていただきたいということで依頼がございました。もともと、今、案文として事務局案を掲げさせていただいておりますけれども、修正前の文章は、しかしのところは「しかしながら、寄附者からの用途の制約が明確でなくても、法人内部で寄附金規定等において、定めた配分ルールに従う等、不十分さを補える場合には、寄附金の用途の指定がなされているものとみなすことも可能と考えられる」ということでございまして、これは表現としてよくないというか、会計基準に沿わないところがあるのではないかというような御意見をいただきましたので、再度後ほど御議論いただきたいということでございます。

事務局案も一応ここに修正本文の中で掲げさせていただいておりますが、読ませていただきますと、「しかし、寄附者から使途の制約が一定程度示されているものの、それが十分に明確でない場合があり得る。この場合、i 改めて寄附者またはその遺族の意思を聴くことによって使途を明確化することができる、あるいは、ii 既に定められている法人内部の寄附金に関する規程等によって寄附者の意思の範囲内で具体的な使途を特定するか、又は具体的な使途に配分することができる場合には、寄附者の意思により明確に使途に制約がかけられているものとみなしても差し支えないものとする」というような案を出させていただいております。後ほど御議論いただければと思います。

続きまして20ページでございますが、④のところでございます。赤字の1つ目のところは、いただいた御意見の中で、寄附者が死亡している場合にはどのように扱うかの記載がないため、追記をしていただきたいという御意見をいただきました。「寄附者又はその遺族の意図を確認することが必要である」ということで、文章を入れさせていただいております。

2つ目の赤字のところでございますが、支出しない場合の取り扱いということで、特定の事業に使うこととされた寄附金を指定正味財産とした場合で、適切な事業の対象がないなどの理由によって、支出せずにいる場合には、使途の制約がなくなり、一般正味財産へ振り替えるということでしたが、参与の先生からこの「支出せずにいる場合」の前に、「相当の期間」という文言を追加していただきたいといったようなことをいただいております。これについても「相当の期間」でございますので、例えばどういったケースで発生したときのことを想定しているのかとか、期間としてはどのくらいを考えているのかというのは参与の先生方で合意をいただければと思っております。

続きまして21ページでございます。「定期報告書類」のところ、別表Hと財務諸表の関係でございますが、これにつきましては前回まで提出させていただいているものについて表現のわかりにくいところを修正しているところでございます。22ページまでずっと同じでございます。

また23ページ、24ページも表現の修正をさせていただいております。

25ページ、26ページについてもわかりやすく表現を変えさせていただいております。

また27ページの5については、表題を変えさせていただいているところでございます。

その後でございますが、前回なかったのですけれども、添付資料というのをつけさせていただきました。これは中間まとめのときにほぼつけていたものと同じでございます。1つ目が「公益法人会計基準適用についてのアンケート」ということで、内閣府で25年7月に実施させていただいた結果、この研究会の検討課題のアンケートの結果をつけさせていただきます。

資料2につきましては、公法協からいただいた要望書。

資料3につきましては、公認会計士協会さんからいただきました要望書。

資料4は検討のスケジュール。

資料5につきましては、本文にあります法人会計区分の作成を義務付けない場合の法人の検討過程で作成しております資料をつけております。

資料6でございますが、中間のまとめのときと検討課題を当初公表したときの委員会だよりがございましたので、過去、会計研究会に関する委員会だよりにつきまして、添付資料として入れさせていただいております。

資料7でございますが、これは先ほど検討の中にありました収支相償の解消計画1年延長についての説明の資料を資料7に入れさせていただいております。

その後、参考資料でございますが、これについては研究会の設置の経緯のものと研究会の審議の経過を示させていただいております。

資料1につきましては以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

ということで、何点かここで議論しなければいけないところを、今、事務局の御説明からわかったと思います。今回、前回お配りして実はきのう直った部分もございます。この部分につきましては、いろいろな関係部局がございますので、そこの調整上やむを得ないかなというところがございます。特に6ページ目のところの松前補佐のコメントなのですけれども、最初は収益事業を前面に出して、税的なことをするためには調整計算も必要なので、その結果、負担軽減になってないということだったのですが、そこまで出さなくても十分意味が通じるだろうということになりましたので、その部分は削除させていただいております。

これにつきまして、どうしても出さなければいけないという方がいらっしゃれば御意見。よろしいですか。結果的にはそこについて原則ですということです。あとは助けるとしたら、会計基準の中に重要性の原則があって、その中に償却原価法を適用しないことはできる規定がありますから、本当に小さいところはやらなくてもいいわけで、やらなければいけないところは重要ですからやらなければいけないという結論になったということは、皆さん今までの御議論の中で確認していただいているものだと思っております。

10ページ目なのですけれども、下のほうでございますが、今回の会計基準ですべてが話し合ったわけではなくて20年基準の後にいろんな会計基準が出されております。それを1つひとつ研究会は引き続き検討する。場合によっては、10ページ目の下なのですけれども、日本公認会計士協会にお願いをして検討してもらおうという方向性を書いております。ここには書いてないのですが、実際日本公認会計士協会のほうからいろいろ検討していただいて、こちらの研究会に御相談等を願うというルートもありますので、こちらが一方的にすべてを研究会から検討したり、日本公認会計士協会にお願いをするわけではなくて、会計士協会からも研究会にいろいろ投げただけであれば、我々もそれで初めて気づいて検討することができるということがございますので、ぜひそちらにつきましては、協会のほうにお願いしたいと思っております。

12ページでございますが、12ページに赤字で書いてある3行につきまして、皆さんと検

討していきたいのですけれども、これは中田参与から表現、修正前の文章は右側に載っているのですが、「したがって資金面の都合と業務量を勘案し、法人会計区分を作成するかどうかと選択することができることとした」ということについて、表現を御議論いただきたいということで、今、事務局から修正案として出しているのがこの3行です。「したがって、公益目的事業のみを行う法人が、財務状況から法人会計区分を作成する必要があるない場合には、同区分の作成に関する業務量を勘案して、同区分の作成を省略できることとする」という表現ですが、中田参与から、こういう表現はどうでしょうか。

○中田参与 言っていることは同じことなのですから。

○高山座長 意図としてはどういう形で、これは御議論いただきたいとおっしゃっているのですか。

○中田参与 結局この新しい文章でも、財務状況から法人会計区分を作成する必要があるない場合なんて実際のところないんですね。収支相償は赤字なのですから、法人会計がゼロとかマイナスであっていいはずもなく、そういう場合はないのですが、私は結論として省略できることとするというのを残すこと自体がどうかと思っている。もしかしたら、それは結局できないことだから、できないと言ってしまったほうがいいのかなとも思ったりもするわけです。結果的に選択肢があるような言い方をしているけれども、結局はできないということになりますね。

○高山座長 必ずしもそうではないのではないですか。省略してくるところもあるのではないですか。ずっと全部赤字で、法人会計も赤字で、公益事業も赤字で、だったら赤字、赤字で別に法人会計使ってプラス残す必要がないというところは、そういう法人、今後将来どうなるかという問題あるかもしれませんが、そういうところはないわけではないですね。そういう場合にはいいのではないですか、選ばないと思うのですけれども、書きながら、できないことを書いている。やれないことを書いているので、すごく意地が悪いということですね。

○中田参与 そんな感じがするのです。逆に黒字が認められなくなるので、かえって検討したけど、結局だめでしたと言ったほうがいいのかなとも思ったりするのです。

○高山座長 まじめにこれを使ってね。皆さんの御意見ですけれども、長参与、いかがですか。

○長参与 私はもともと法人会計区分はあったほうがいいと思っているので何とも言えないのですけれども、公益目的事業しかやってないところは、その管理費がどこに行っても余り変わらないかなと思います。使い勝手は法人会計区分があったほうが便利だと思います。

○高山座長 上倉参与、いかがですか。

○上倉参与 長参与おっしゃるように、法人会計区分があったほうが弾力的に運用できるかなと思いますので、選択する法人はないのかなという気はしますけれども、仮に省略することができるを書いて、法人が、省略できるのだと言って、早急に省略してしまった場合

に、意味わからず省略してしまった場合に、後で間違いに気づいてももとに戻せないとか、そういう事態も出る可能性があるかという気はしますけれども。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 皆さんの御意見があったように、これの結論を生かすとしたら、多分修正前よりも修正後のほうがいいかなと思いました。修正前は「資金面の都合」というのが、いわゆる法人会計を使って一定の操作をするようなイメージがあるので、それは「業務量を勘案して」という形できちんと書いておいたほうが対外的にはいいと思います。いろんな後意見があって、これが結論であるとするれば、修正前よりも今のようにしたほうが表現としては、資金面というのは違う意味にとられてしまう。

○高山座長 正直すぎましたね。

○金子参与 それは取っておいたほうが報告書としては無難かと思います。

○高山座長 梶川参与、どうでしょうか。2本あって、法人会計を使って、黒字の場合、これを使って助けられるというものを捨てさせるような表現というか。

○梶川参与 そういうことで実質的に余りメリットはないのではないか。実質的なメリットがないのでいうと、選択肢を提示するというのとは別の話で、それが選択できるという話はそんなに不都合が、混乱するというデメリットがあるということですが、できるものはできると。そもそもヘッドラインに「緩和」というのを入れるか、入れないかもあるのでしょうかけれども、「緩和」と入れておいてできないというワンパラレルに、ここにそれほどの力を入れてつくるというのは何か抵抗感はあるなという気がしますので、私はできるといって選ばなければいいだけのことです。現場で御指導いただければいいし、これだけ検討して何か緩和しているという方向性のあるものをつくっているということ言えば、できるでいいのではないかと思います。

それから、文章的には前のよりは。財務状況というニュアンスが全く資金的なものだけを表現するものなのか、いわゆる発生主義的なバランスシートを表現するかというところで、ワーディングとして、例えば財政状況とか。

○高山座長 これは正味財産だからP/Lなんですね。

○梶川参与 P/Lなんですか。

○高山座長 P/Lなんですよ。

○梶川参与 それと財務なのか。前に「資金面の都合」というのがあったものですから、お金があるという話からくるのかなという意味でいうと。

○高山座長 お金もありますね。

○梶川参与 P/L、B/S的な話ではなくて、銭を表現するワーディングとしては財政。

○高山座長 財政だとB/Sになっちゃうような気がするので。

○梶川参与 そんなこだわるものではないですけども、何となく前の「資金」というのを置きかえたものですから、ちょっと。

○高山座長 監査報告書はどうなっていましたか、あそこは。

- 梶川参与 財政でも同じか、財政もB/Sか。
- 上倉参与 財政状態と正味財産増減の状況ですね。
- 高山座長 状況か。
- 梶川参与 ちょっと混乱させました、ごめんなさい、別にそれほどこだわるものではない。
- 高山座長 金融成績なんです。
- 梶川参与 それであれば財務ということですか。いずれにしろ、前の「資金」というのを。
- 高山座長 いい御指摘です。
- 梶川参与 済みません、この資金にこだわって言っただけの話なので。
- 高山座長 ありがとうございます。小森委員から何かございますか。
- 小森委員 事務局原案でよろしいと思います。
- 高山座長 実際こちらが選ばないほうがいいのですけれども、緩和ということで、廃止ではないので、「緩和」と書いたことと、「緩和」と書きながら何もないではちょっとまずいので、省略できるという選択肢を提示させていただくということで、これは各法人の方がこれを読んで、なるべく間違えることのないような状況になってほしいなという、だからこそ書くなという中田参与の御意見だったとは思うのですけれども、ちょっと書かせていただくということで御了承ください。
- 上倉参与 財務状況からということは、皆さん、読み手はどういうふうに解釈しますかね。
- 小森委員 我々はわかっています。
- 上倉参与 裏には法人会計でしたほうが便利ですよという意味合いなのですけれども、そういう議論を知らない読者が見たときにどういうふうに解釈するか。
- 中田参与 これは実はすごく難しいのではないかと考えていて、法人が財務状況から必要がない場合、法人が判断して区分しなかったとしますね。それは先ほど高山先生おっしゃったように、両方とも赤字の場合だとしますね。でもごっちゃになっていますから、本当は収益事業が赤字かどうかわからないではないか。やはり分けろというふうに言われる可能性が当然ありますよね。
- 高山座長 収益事業はないわけですから、公益事業ですね。公益事業が赤字で、ちゃんと見たいと。
- 中田参与 そうです。結局分けろということになったら、全く無意味だということになるかなと。
- 高山座長 情報としては、だから「法人」はあったほうがいいですけれども。
- 中田参与 だからここまでのことは書いた上で、結局分けないといけなくなっちゃうから、やはりだめみたいなことに結論的に、検討はちゃんとしたのだけれども、結局は使えないから、もとのままにするとか、そういうような表現にしておいたほうが結局はいいか

など。

○高山座長 法人のためのことを考えると。

○中田参与 例えば変なことで、ここで終えちゃうと、何だ、法人会計区分しなくていいのだと思って、区分しない法人が出てきたときに、後で区分しなければいけないとなったときに、おかしいではないかという話にならないですか。その辺が心配なのですけれども。

○高山座長 その議論をしたらすればいいんですよね。一回まとめちゃったらずっと継続といっても、分けたいというときには分け、例えば収益事業だったら分けなければいけないし、どうするんですか、選択性ですね。

○松前補佐 選択性。

○高山座長 戻らないわけではないと思うんですね。

○中田参与 法人は自分のところの会計として法人会計は区分しないでトータルで出したと。そうしたら定期提出書類に添付したら公益目的事業が赤字かどうかわからないじゃないか、分けると言われたとすると、必ず言うと思うんですよ。本当にわからなくなっちゃうから。

○高山座長 行政庁は、内閣府は大丈夫ですけれども、各都道府県はどうですか。分けると言ってくるかなという気がちょっとしてきた。結構実務の声聞くと、本当に担当者によって取り扱いがまだ違うという、そういうお話があります。そういうときにできるからとやって、これをもってやったとして、行政庁のほうで分けなさいと言われたら分けるのでしょうか。

○横山次長 行政庁によって取り扱いが違うというのもおっしゃるとおりなのですが、この取りまとめ案につきましては、都道府県に対しても照会を諮って、これでよいかどうかというところで意見も募集しようと考えています。

それともう一つが、実はこれ主張されているのは、公法協が要するに公益事業しかやっていない法人について、なぜ法人会計をつくるのだと。国会でも法人会計を廃止してほしいということを泉健太議員に振り付けをされて、それについて、今、検討しています、ということも申し上げたこともあって、そういう意味で単純なところで赤字基調なところまで何で法人会計までつくられるのだというのが、まさに公法協の御主張なので、省略できる道があったら省略するのも1つの回答にもなり得るのではないかと思って、事務局として素案をつくらせていただきました。

○高山座長 そこまで話をいただければ、これは書いておいたほうがよさそうなので。ということで、皆様、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○高山座長 ありがとうございます。

もう一つが、12ページの下のところ、松前補佐から出ているコメントでございますが、「税制優遇を今後も継続して受ける公益法人としては、説明責任を果たすために」というのが入っていましたが、これにつきましても関係部局との調整の中で、これを示さなくて

も文章読めるというお話でございますので、その御意見を尊重しまして、この部分は削除いたしましたので御了承ください。

検討していただきたいのは、つけ加えたところで、また後で検討しなければいけないところは皆さんからの御意見もちょうだいしたいのですが、まず19ページでございますが、これは大変難しいところございまして、使途の制約の会計的な考え方と、それを指定正味にしますと遊休財産から外れるので、それを脱法的に使うことをどう防いでいくという行政庁としての実務的な考え方があります。これは貸方についての使途制約がどう借方に影響してくるかということと、その借方をぐるぐる巻きにするのか、あるいは貸方さえある程度指定すれば、借方までそんなに細かくはやりませんよというところの説があって、本当は行政庁はぐるぐるまで持ってくるのは楽なのですけれども、そこまでは気の毒なのではないかというところの現実的な落としどころとしては、借方ですから、法人のガバナンスの中で、しっかりと分ければ、貸方と借方をリンクさせましょうという考え方が「しかし」のあたりだと思います。本音としてはぐるぐる巻きということと、会計的にはそこまででないのではないかというところのせめぎ合いで、会計士協会のQ&Aの中では、貸方の指定があった場合には借方は少なくとも特定資産か基本財産にすればいい程度しか書いてないので、結構緩い。16年基準のときは緩い締めつけです。20年基準のように、先ほど言ったぐるぐるかためにするのか、そして会計の中から出てくる話ではないのですけれども、折衷案として、ここに書いてあるような、ある程度の規程等があれば差し支えないというところで会計基準を超えるところまで踏み込めるかというところの議論だと思っています。

それを前提に、この表現、いろいろと矛盾もしますけれども、この表現でまずいかどうかというところの御意見を皆さんからお聞きしていきたいと思いますが、今度は長参与のほうからいかがでしょうか。

○長参与 実務的には寄附者に直接聞けない。遺族にも聞くことができないということはあるので、そういったものは法人内部の規程でというのは当然のことだと思います。でないとも未来永劫、指定正味のままそれが取り崩せないということもありますので。

○高山座長 ここで書いてあるように、明確でないときには、「あるいは」のところは、「既に定められている法人内部の寄附金に関する規程等」で適切に配分したときはみなしてしまおうというところまで踏み込んでも大丈夫ですか。

○長参与 もともとはその事業に対しての寄附ですので、きちんとした公益目的事業に使いますということになるはずですので、そういう点では。

○高山座長 これはいいですか。

○長参与 はい。

○高山座長 中田参、いかがですか。

○中田参与 私は「しかし」のところの表現はこれでいいと思います。結局寄附者や遺族の意思で指定されていれば指定正味財産という会計的な考え方がある、それはそんなに厳しい概念ではないわけであって、その運用は理事者に任せられているわけですね。その

運用について恣意性が入ってはいけないという観点ですから、恣意性がないようなこういう用途の特定とか、これは規程とかによるものだと思いますけれども、それによることは寄附者の指定を補うもの、具体的な用途は決めても構わないと思っています。

ただ、この前後なのですけれども、このパラグラフの上のところに「公益目的事業の〇〇事業の事業費に充当してほしい」、「奨学金事業の奨学金の財源に充当してほしい」、これはオーケーの事例として書いてありますね。

この「しかし」のパラグラフの下にだめな事例が書いてあって「公益法人のために使ってほしい」、「極めて多くの種類の公益事業を行っている法人に対する『公益目的事業のために使ってほしい』」、これはだめの事例として書いてあります。

2つ言いたいことがあるのですが、この間、間というのが必ずあって、ここがいつも微妙なのですけれども、「公益目的事業の〇〇事業の事業費」なんていうふうに指定する寄附者はほとんどいないですよ。要は公益目的事業の何とか事業に使ってほしい、ここまでなんです、大体の。そのときに、例えば規程で、寄附金規程とかがあって、公益目的事業の〇〇事業に使うときは、管理費は何か割合ですよと寄附金規程に書いてあれば、それに従ってやれば良いというふうにみなしてもらいたいと思います。

○高山座長 それはこの真ん中のこの表現です。

○中田参与 だから、この表現では読めないの、きちんとそれは書いていただきたいなということですね。管理費は出ない事業なんてないですから、そういうことをきちんと書いていただいて、管理費にも充当できるようにしていただくと、多分実際の現場ではとても助かるということが1つですね。

もう一つ、「なお」書きのこのだめな事例があるのですが、公益法人のために使ってほしいという漠としたところは指定がないのと同じだから、これはやむを得ないと思うのですけれども、この次の「極めて多くの種類の公益事業を行っている法人」というと、極めて多くというのは幾つ以上なのか、そういう議論になりかねないので、これは事例としてはどうかと思いますし、かなり大きいの、例えば5つとか10とか20のところもあります、15とかもあります。そういうときはもらうときに指定があればいいのですけれども、ないときはこの事業にするとか、この事業に充てることにするとか、それもちろんと寄附金規程に書いておけば認めるとか、そういう運用をしていただければ。

○高山座長 それが真ん中なんです。

○中田参与 その辺もきちんと書いていただければいいと思うんです。そうしないと、この辺、指定が、いや、一般だという議論になりかねないので、その辺、やるなら具体的にそういうふうに書いていただけたらありがたいと思います。

○高山座長 わかりました。ありがとうございます。

金子参与。

○金子参与 今、中田参与からもお話あったように、1段落目からでよろしいですか。

○高山座長 はい。

○金子参与 最初、用語の使い方なのですけれども、3行目、「使途に制約がかけられているもののみを指定正味財産として扱われるべき」のところは、「かけられているもののみが」ではないですか。その下なのですけれども、そこに書かれている「〇〇事業の事業費に充当してほしい」というのは余りにも具体的すぎて現実性味がないということを考えてときに、その後の文章ですが、「等、具体的な形で表現される必要がある」だったらいいのですけれども、「かつ、法人の判断を要することにならない」というのは、何で「かつ」がここでつかなくていけないのか。例えば震災事業を使った場合に、どういうふうに使ってほしいというものはあるけれども、それが何年度までに使ってほしいというのがあるとしても、何年に使ってほしいまでは指定してないような企業の基金があった場合、当然財団が、もしくは財団でなくても公益法人側では、そこどうやって施設の整備に充てるのか、それともふだんの運営、ボランティア等の運営に充てるのか等はかなり判断の余地がありますけれども、それは当然指定として認められるはずなので、判断を要しないということは極端すぎるのではないかとこのように思いますので、「具体的な形で表現される必要がある」で十分なのではないかという気はいたします。

2段落目の1つ目で「改めて寄附者又はその遺族の意思を聴くことによって使途を明確化することができる」ときは、一番最後に「制約がかけられているとみなしても差し支えない」というふうここに文章がかかっちゃうのですけれども、もしiで明確化できれば、差し支えないではなくて、必ず指定になるので、今の文書ですと、iを取った場合でも一般指定のオプションがあるような文章に見えますけれども、実際にはここまで明確化できないことが問題なのであって、できるのであれば自動的に指定になるというふうに。

○高山座長 差し支えないじゃないですということですね。

○金子参与 はい。

○高山座長 差し支えないのはiiの部分ですね。

○金子参与 iiで、かつ、かなり微妙な、マルとバツの間のときに、どうしようもないときに差し支えないという状況であって、もし使途がある程度、かなりの可能性として指定できれば、それは差し支えないではなくて、必ず指定になるし、余りにも漠然と推移していて、ほぼ使途の指定がないに等しければ、それは一般のほうに持っていく形になるので、そのどうしようもないときに差し支えないという形なのかなという気はいたします。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。上倉参与、いかがですか。

○上倉参与 私も実務上はこの真ん中の段落にあるような取り扱いにならざるを得ないだろうなと思ってしまして、文章は今、金子参与がおっしゃられたとおりだと思いますけれども、こういった形でいいかと思えます。

○高山座長 梶川参与、いかがですか、こちらについて。

○梶川参与 これで結構だと思うのですが、もともと、ただ、この議論、先ほどおっしゃられたように、収支相償のある種。

○高山座長 遊休財産のほうですね。

○梶川参与 遊休財産の脱法的と言ったらおかしいですけども。

○高山座長 使われる可能性がある。また収支相償ですね。

○梶川参与 行政というのか、そういう行政的な御配慮と、それから私どもこれは財務報告会計に使う数値になるわけですね。

○高山座長 そうです。

○梶川参与 これに対して内部ガバナンスの意思決定の範囲で持たせていくというのか、法人自治というのはすごくいいことなのですが、その辺のもち方、論理がもつかというところについて、どのように考えていくかというところだけ、追加的手当みたいなものであったり、FAQでないですけども、何か具体的に持たすのか。ないし、移行しますと内部規程というガバナンス前は内部ですから、3日もたったら変えてしまいましたと。3日はうそですけども、来年変えましたみたいな、そういうことに対して、これはこれでいいんですけども、どのように整理しておくのか。構えだけは、表の文章にという意味ではなくて、少し議論をしておいたほうが安全かなということは少し感じるところでございました。

もう一つ、私は余り実務はあれなものですから、「寄附者真及び遺族」と書いてあるんですけども、この遺族というのは、遺贈みたいなことに限って想定されているのでしょうか。それとも寄附した方が亡くなって。

○高山座長 亡くなっているので仕方がなくだれかに寄附でということなんですね。

○梶川参与 ただ、その理論は、財産権ではないんですけども、何らかの継承する正当性が遺族にあるのか。だから死んでしまっているので、遺贈の意図を確認するみたいな意味ならばわかるのですが、生前明確にやられたものを遺族に聞いていいのかと。

○高山座長 多分わからないと言うでしょうね。

○梶川参与 わからないし、それは社会というか、法理念ではないんですけども、何らかの正当性が、意思を引き継ぐ正当性が私にはちょっと感じられないのですね、遺族に。

○高山座長 私も実は。

○梶川参与 例えば返還請求権でも残っているのだったら、意思とも違うものに使ったときに潜在的に、そういう何か理念があって、遺族が引き継ぐということはあるんですけども、そうでない場合には遺族というワーディングは何となく。

○横山次長 想定している場面は、亡くなった方が寄附をされて、その趣旨はもちろん亡くなった方に聞くことは不可能なので、一緒に暮らしていた家族の方が、生前亡くなった方がどういう趣旨でこの財団を考えていて、どういうものに重視して寄附をしようとしたか、そういう亡くなった方の意思を確認することができる場合ということを想定して書いたつもりなんですけれども、そういう意味では物すごい言葉足らずで申しわけないのですけれども。

○梶川参与 そういう意味だと遺族に限らずに、亡くなった場合の意思確認をできるのに相当する何かみたいな話になるのかなというのがいいのかなと。

- 横山次長 おっしゃるとおりです。
- 梶川参与 一緒にこの事業を立ち上げようと言っていた人とか、寄附するときにはそばについて、十分な資料を出せる人とか、何かそれはそんなような、「遺族等」でもいいんですけれども。
- 高山座長 確かにそういうですね。
- 小森委員 「遺族の」となっているので気になるということですか。
- 梶川参与 今の御趣旨が全部に入る。今の御趣旨であれば、遺族というので標榜されることよりは、意思確認ができる第三者が代表的には遺族であろうという。
- 小森委員 ここで言っている意思というのはあくまで寄附者のことなんですね。
- 梶川参与 寄附者です。
- 高山座長 寄附者の意思ですからね。
- 小森委員 文章そのものだと「遺族の」ですから。
- 横山次長 おっしゃるとおりです。
- 梶川参与 というところがちょっと文章的には。
- 高山座長 書くなら寄附者の意思で（亡くなられた場合には）とか、補足して書く。
- 梶川参与 「遺族を含め」とか、そうするとどこまでいいのかとか、隣のおじさんによく言っていたとか、そういう話になるのかよくわからないですけれども、遺族が要件かどうか
- というところは、趣旨で書かれれば。
- 高山座長 小森委員、何か、ここはかなり意見が割れている部分ですけれども、何か御意見。
- 小森委員 特に真ん中の段の ii の表現、何らかの形で割り切りが必要ですので。
- 高山座長 多分ぐるぐる巻きの上のような事例はほとんどないのだと思うんですね。寄附のひな型かなんかを公表して、それを使っていけばいいのですけれども、そうじゃない事例がほとんどですので、そうなる指定に持ってこれないのは気の毒だと思うので、それは救済したいというのが多分事務局の考え方で、皆さんの御意見もそうだと思うんですね。だから、会計理論的には私は緩やかだと思うのですけれども、実務的にはある程度の制約をかけないと行政庁も困るでしょうね。書き方がちょっと誤解を招きますかね。
- 確かに i はもうわかれば、それは指定がかかっちゃったので、具体的になったのですね、確認できますからね。
- 梶川参与 私は先ほど、これはこれでオーケーで、そういう自発的な自治というのはすごく重要だなと、それはオーケーだという意味です
- 高山座長 ありがとうございます。
- 梶川参与 このこと自身ネガティブということではない。ただ、用意をしておいたほうがいだろうということだけですので、後で実務の解釈なり、実務のガイドラインを見直すとかという、何かそういうことも考えていますというぐらいのことで申し上げたつもり

ですので、済みません。

○小森委員 「意思を聴く」という言葉も変えたほうが、確認ということですね。

○高山座長 そういうことです。こちらは最終のときまでに文章をもう一度練らせていただいて、今、各参与の方たちの御意見を踏まえて、方向性はそうは皆さん、多分どちらからいくかなのしょうけれども、助けてあげたい部分はきっと皆さん考えていただけたと思いますので、余り緩やかにしすぎると、収支相償の脱法と遊休財産の規制の脱法をされますので、ここはもう一度直していくということによろしいですか。金子参与、いいですか。

○金子委員 「使途の制約」の1行目から2行目にかけて、受託責任の明確化のため、一般と指定正味するというだけの趣旨に鑑みると、寄附者の意思がある程度あれば「明確に使途に制約がかけられているもののみ」という結論が出てこないのではないかと。もし「このような趣旨に鑑みると」というところで、会計の今の基準の考え方を尊重して、この前にすると、結局一般正味と指定正味を区分するだけではなくて、振替えがあるので、その振替えのタイミングが、使途が極めて大ざっぱな使途だと、振替えのタイミングがつかめなから明確に制約をかけられているものにしないと会計上も現実的に処理ができないという流れにしておいたほうが、実際18ページの最後のほうにそういったことが書かれてはいるのですけれども、「このような趣旨に鑑みると」の前にあったほうが、「明確に使途に」というところとのつながりがとれるのではないかとこのように思います。

以上です。

○高山座長 その辺も踏まえて、ある程度できたら、また皆さんに、特にここだけ配っていただいて、御意見をいただいきたいと思いますので、きょうは19ページにつきましては議論を終らせていただきます。

次、20ページなのですが、上倉参与から「寄附者が死亡している場合には」ということで、先ほどお話があったように、その意思を再確認するというところをこれはつけ加えさせていただきましたけれども、上倉参与、いかがですか。

○上倉参与 先ほどの梶川参与の議論と同じです。

○高山座長 そこは直していただきます。

その次の中田参与から出てきたところなのですが、結局、特定の事業を使おうとしたのだけれども、適切な事業対象がないというときに、それは即アウトではないということで、期間をくださいということで「相当の期間」となったのですけれども、これは実は事前に事務局と話したときに、「相当の期間」と書いたときに、それを行政庁は困っちゃうだろうなということで、それは何年なのかということがあります。非常識でない期間という意味なのかなとは思いますが、そのときに次長ともお話したのですが、当面になるとなかなか長いということなのですが、相当の期間になると結構弾力があって、5年から下手をすると20年はないにしても、5年を超えるような期間になってくる可能性もあるなっていますけれども、中田参与の中ではどれぐらいの期間を考えていらっしゃるのです

か。

○中田参与 期間という問題ではないと思うのですね。つまり今、思ったのですけれども、期間の問題ではなくて、要するに指定を即使わなければいけないということはないはずなので、ただ、指定を全然使わなければ、これは指定ではない、そういった考え方ですね。確かにそうなんですけれども、定期提出書類出すわけで、ずっと見ている、これは指定なのに使われてないなというのを適宜指導していけばいいのかなと思ったので「相当の期間」という書き方をしたのですけれども、例えば合理的な理由がないにもかかわらず支出せずにいる場合でもいいのですが、その場合は適切な事業対象がないということが合理的な理由に当たるかどうかという話ですね。

○高山座長 そうですね。

○中田参与 だからいずれにしても判断があるのですが、期間を定める、例えば5年ならいいとか、そういう問題でもないと思うので、理由のほうですか、どちらかという。

○高山座長 理由の問題ですね。

○中田参与 理由の問題ですね、きっと。本当は即、即というか。

○高山座長 原則は早目になんです。

○中田参与 早目にやらなければいけないのですけれども、何らかの理由があって、支出できない場合、それが何らかの合理的な理由があるのか、ないのかということなのかなと思います、「理由により、相当の期間、支出はせずに」というと、即アウトみたいな感じになってしまうので、それはもうちょっとクッションのある弾力的な言い方にしたほうがいいかなと、そういう意味です。

○高山座長 そういうコメントだったのですね。長参与、いかがですか。

○長参与 今、中田参与が言われた、合理的な理由とか、そういうことでいいのではないかと思います。法人が使うつもりなのかどうなのか、そういう検討をしているかどうか。

○中田参与 そういうことですね。

○高山座長 上倉参与、いかがですか。

○上倉参与 こういった書きぶりで特段よろしいのではないのでしょうか。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 期間でなく理由だということは合意いたします。その1個目の段落で1件いいですか。

○高山座長 どうぞ。

○金子参与 保有形態を株式等で保有し続けるか、全く許されないのかということについてはまだいいのですけれども、その後、「解除か否か曖昧であることから、当該事情が発生した時に」というところの「解除か否か曖昧であることから」というこの一節は余り、言いたいことはわかるのですけれども、外に出したときに、急にこの話が、何の解除かというところも、文章中受けているところがわかりにくくなっているのです、要は許されないのかについて意図を確認することが必要だということが言いたいのであって、「解除か否か曖昧

味である」というのは、その次の段階になってきて、許される場合にどういうふうにそれを処理していくかという次の段階だと思うので。

○高山座長 ちょっと飛躍が。

○金子委員 飛躍が文章としてあるのではないかと思いました。以上です。

○高山座長 わかりました。この前、事務局と話したときに、相当の期間長ければ、用語として「遅滞なく」というのもあるのですけれども、「遅滞なく、支出せずに」というのも。

○中田参与 すぐなっちゃう。

○高山座長 すぐなっちゃうというおそれもあるので、なかなか厳しいところがあるのですけれども、今、金子参与がおっしゃったように、解除か否かは確かに飛躍があるので、文章は考えさせていただくとして、今の「相当の期間」について、梶川参与、いかがですか。

○梶川参与 1つのスクリーニングのあれにはなるとは思いますが、期間というのは。使わないことに合理的な理由がない。それで包括はするとは思いますが、今はないけど、後で出てくる確率が高いという事業みたいなことですね。だから、ただなかただけではまずくて、将来出てくる確率が高い。例えば適切な事業対象が、今までなくて、今後わからないというので合理的とは言えないですねというようなことで、そちらを考えると期間みたいなものが外形標準みたいに少し入るかなという、それこそ100年に一度の何かみたいな話を待っていますみたいな話が。

○高山座長 ありましたね。

○梶川参与 いいのかいなというような、そんなところですね。でもすべてが合理的という話なので、ちゃんと説明責任を果たしてくれて、皆様が聞いて、世の中が聞いて、それならいいかなというのは合理的なのだと思うので。

○高山座長 わかりました。

○金子参与 イメージするものが、私もそれほど実務詳しくないので、最初読んだときに、例えば施設、会館系のものをつくると。ただ、経済状況とか会員の数も減ってきたので、例えば2～3年延期するというのは別に指定のままでいいですけれども、建てるか建てないかがわからなくなっちゃったとしたら、それは一般に戻さなくちゃいけない、そういう事業のイメージをしていたのですけれども、それで理解はよろしいでしょうけれども。

○高山座長 ここで書いてある「適切な事業対象がない」というふうにずっと言い続けちゃったときに、合理的な理由なのだと思うんですね。それがずっと続いて、いいかげんにしろというところの期間を、何も書かないと、即一発アウトになる可能性もあるので、こういう形になったのだと思うのですけれども、今、おっしゃったようなところではないですね、書いたのは。可能性はあるんですね。

○金子参与 可能性はあって、それが読んでいる方には伝わる。

○高山座長 伝わらないのかということ、そうですね。

○金子参与 実務の方であれば問題なく伝わるのか、それともいろんな読み方ができちゃ

っている。リスクがあるのかどうかという点を教えていただければと思います。

○高山座長 会館などがありますね。今、例えばこれだけ建設資材が上がっていますから、3年、5年延びたというオリンピックが終わるまでというふうになっているように延びているのはきっと合理的になっていくのだと思うのですけれども、確かにケース・バイ・ケースですよ。

○梶川参与 余談に行っちゃうのですけれども、引当金の裏返しみたいな合理性までの基準はないのですよね。

○高山座長 ないんですよ。ですから計画なんか出してもらおうのでしょうか。スケジューリング、6年以降。

○梶川参与 それはそういうことだろうし、金額の見積もりとまでは言わなくても、やや引当金から何割引ぐらいの合理性というのは。

○高山座長 あってもいいんでしょうか。

○梶川参与 あってもいいような気はしますね。

○高山座長 期間よりも、そもそも論で。

○梶川参与 そもそも財務報告の一環をなしているということもあれば、多分監査上だっただけで本当はそういう部分については留意しないと。

○高山座長 指定ではなくて一般への振替えをここで強制しますからね。

○梶川参与 特にこれは貸方科目なので、本源的には貸方科目と借方科目で違っていいのかというのはあるのだけれども、でも借方科目の特定資産は内部ガバナンスから出てくる財務報告項目だとは思いますが、貸方科目までそれが同値とはにわかに思いがたいので、やたら理屈っぽい言い方してしまって恐縮ですけれども、済みません。そうすると合理性という。

○高山座長 合理性なんですよ。

○梶川参与 要するに合理性なんですよけれども。

○高山座長 適切な事業対象がないなどの理由は書くのですか。これを先ほど言ったように包括的に合理的な理由がなく、支出せずにいる場合にしちゃって、全部含めちゃうという、むしろ揚げとられちゃいますか。合理的理由を適切な事業対象がないというふうに言うのか。

○横山次長 明確な理由がないということの例示として、適切な対象がないということではないかと思しますので。

○高山座長 書いてあげたほうがいいのか。

○横山次長 例示として使わせてもらおうかなと思いますが。

○梶川参与 その意味では、対象期間にみたいな、後ではあるというようなニュアンスの例に。

○高山座長 対象期間あることにして。

○梶川参与 対象というか、今、議論されているところで何かないということですよ。考

慮している対象とする期間内にない等の。

○高山座長 それを毎回、毎回言い出すような危険があるので期間を書いたんですよ。

○小森委員 そもそも寄附者の指定ということが何か目的、こういうことでという目的の話と、今、議論出ておりましたタイミング、関心値はずるずる。現実にはタイミングを指定する寄附って、この期間にこういう事業をやるから寄附をお願いしますというのは当然あるわけで、それが遅延するというのは普通考えられないのだと思うんですよ。ですから議論するとすれば、その意図、使途、目的ですか、そのほうが何か変化してしまって、できなくなっちゃったということが想定できることかと。それを踏まえた上で、要は広く認める方向なのか、がちがちに狭める方向なのか、どっちなのかによって表現ぶりが変わるような気がするので、合理的な理由がある場合は全部を包み込むような便利な言葉だと思うのですが、より広げるような意図があるとしたら、例えばちょっと考えたのですが、明らかに何か目的が喪失した場合は戻すですよという、そういう表現も緩くするのであれば考えられるのかなと。寄附者の意図が明らかに喪失してしまったということが、広げるのであれば、ワーディングとしては考えられるのかなと。

○中田参与 狭めることというのは逆に難しくないですか。

○梶川参与 私は寄附者からすれば、狭めてもらいたいという感じはしますけれども、みずからの意図で使ってくれないこともあり得るということですね。ガバナンス的な形で考えれば、少なくとも自分が納得するように説明してくれない限りはちゃんと使ってという、だから使わないことに本当に合理的な理由があるということは教えてほしいという気はすごく。

○高山座長 そうですね、寄附者としては。

○梶川参与 寄附者として。

○高山座長 じゃなかったら返せと言いますよね。

○小森委員 法人のほうは意思を体現してそのとおりにやる義務があるわけですね。

○梶川参与 だからそういう意味では、使わないということは、逆に言えば、少しハードルが高くても全然おかしくないのではないかという気もするんですけども、だから、意図に鑑み使用しないことに合理的な理由がある場合を除きみたいな。

○高山座長 そちらですかね。

○梶川参与 どちらかというところの感じはするんですけども。

○高山座長 特定の事業に使うのだけれども、合理的な理由があって、やむを得ない理由があって使わない場合にはということですか。

○梶川参与 何か災害のときに使ってくださいという話だって、富士山が爆発したときだけに使いますとかと言われても、それは寄附者としては何となく。寄附者は富士山の爆発のときに使ってくださいというのであれば、10年、15年使わなくてもいいけれども、災害という意味であれば、多摩川の増水ぐらいでも使ってもいいかもしれないという、そちらにということはあるのではないかなという気はするんですけども。

○高山座長 ということ、これは期間の話だったのですけれども、もしかしたらここ自体、もう少し違う、今言ったような合理的な理由というものでしっかりと歯どめをかける必要があると思いますので、ここはもう一回文章を。

○小森委員 「相当の期間」というのは外したほうが良いと思いますね。

○高山座長 はい。根本的にここの4行はもう一回、今の議論を踏まえて書き直しというか、修正のほうよろしく願いいたします。よろしいですか。

○金子参与 実際には法人を前提としたのではなくて、いわば寄附者と法人のほうで結託等をして、実際に財産を法人内に留意させたら、我々は許さんぞということを書き切れなから、我々はそういうのは見逃さないよというのが、でもさすがにそういう書き方ができないので、法人が結託して、余り使わない意図で、意図的にして財産を留保させたりする脱法行為を、だったら私たちは抜けますよという警告規定というふうに言ったのではないかと思ったのですが。

○高山座長 そうでしたか。

○梶川参与 よろしいですか。

○高山座長 はい。

○梶川参与 もちろんそれはあるのだと思うんですけれども、その話というのは、文章になっちゃった場合、それは指定正味と言うか、言わないかというところの話であって。

○高山座長 そうですね。

○梶川参与 この話はそこから一般正味に戻すというときの話なので、指定正味としてきちんと整理されたものなわけですから、逆に言えば寄附者の意図が余りあいまいだったりしたらば、そもそもこの前の文章で指定正味財になるのかみたいな話があったりもするかなという気はするものですから、その辺、むしろ先ほど言った、ここの段落は先ほど言った意図のほうが強いかないという気はしたのですけれども、別に金子先生にあれしたので、前の議論のときの話、私、存じ上げないので、もし、そういう話があるとすれば。

○高山座長 これは実際どういう意図で書いたのですでしたか。

○松前補佐 もともとは使われなくてずっと。

○高山座長 事業がないからと言って、ずっと持っているやつですよ。

○松前補佐 はい。

○長参与 一時拘束で、本来使うものがずっと使っていないということで、永久拘束でずっととどめてほしいと、ファンドにしてほしいというものは違いますから、これは一時拘束の場合ですね。

○高山座長 目に余るやつですね。

○長参与 そうです。

○高山座長 ここはもう一回手入れていただきまして、金子参与がおっしゃったような方向性で、今、長参与が言ったように、一時拘束を防止する、表現の場合にはそれなりに注意して書いていただくし、そうでなくてそもそも論で指定を解除する場合のことを書くの

だったらもう少し書きぶりを考えるということで、そこは内部で検討してみてください。

あと、検討は、以上でしたか、今出ているところの検討課題としては。あとは事前にお渡しした部分が字句の訂正等が入っておりますが、大枠こういうことになっております。

それと1つ、お願いがあって書いた8ページ目でございます、下から2行、これは梶川参与にもぜひ御協力願いたいと思うのでございますが、16年基準、20年基準ということで、20年は強制されないような法人さんについてはぜひ会計士協会でも汗をかいていただくところをこちらからの御要望として2行載せておりますので、前向きに。

○梶川参与 はい。

○高山座長 上倉参与も前向きに検討していただくということでお願いいたしますということをつけ加えさせていただきます。

ということで、初めの検討結果のまとめにつきましては、今、宿題としてなった部分につきましては、またメールでやりとりをして決めたいと思いますが、そんなに日数がないのです。実際、来月にも委員会のほうに上げていかなければいけないということがございますので、少ない日数の中で決めていただいて、できましたら、最終的には座長一任ということでお願いしてもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○高山座長 十分検討させていただいて、皆さんと意見は交換しますが、最後は座長一任にさせていただきたいと思います。またパブコメ出しますので、そこでいろんな意見が出ますから、またそこでは変わってくる可能性もございます。

ということで、次の2番目の。

○金子参与 意見についてはここではなくて、事務局にメールをお送りすればよろしいでしょうか。

○高山座長 それでいいですよ。

○松前補佐 はい。

○中田参与 8ページの法人類型ごとの会計基準なのですけれども、この議論は言いたいことはわかるのですが、企業会計か公益法16年か、20年かという話で、それがちょっと混在していて、16年から20年というのがなし崩し的に書かれているので、なぜ20年基準だけになるのかということきちんと書かないと、16年基準は最初の議論の冒頭でもあったと思いますけれども、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準としてやられただけで、それを変えたことについてはいろいろな意見があります。それについて、20年基準だけにするよというこういうなし崩し的な書き方はちょっと納得が得られないのではないかなと思うので、そこのところはきちんと書いていただけないかなと思うのです。

もちろん各法人別に企業会計ではなく20年基準使うべきだという議論はもちろんなのですけれども、それがちょっと混在しちゃっているんで、そこのところを改めて、そういうことがわかるような書き方をさせていただけないかなと思いました。

○高山座長 どの辺を直せばいいですか。

○中田参与 8ページが一番最後のところで、下から2段落目、「平成20会計基準は」というところですが、「現在、平成16年会計基準とは、異なるものと整理されているが、基本的な考え方は同じであることから、平成20年会計基準と平成16年会計基準の違いを明らかにすることで、法人が適用する会計基準を選択する際に、円滑な切り替えができものと考ええる」ということで、当然20年を適用しますみたいな感じにしか読めないのですけれども、その前のほうは、法人類型別な基準の適用について言っていて、ここのところで20年、16年の話になって、それで9ページに引き続き言っているわけですが、そのときは20年を当然適用するのだから、20年はこういうふう to 実際問題、こうやってアンケートでほとんどの法人が適用しているとか、そういう話が出てきて、それでFAQの改定も16年は適用しないのだから、16年のFAQは削除という話になっちゃっているのですが、16年から20年の切り替え、8ページが一番下から2段落目ですか。

○高山座長 4行ですか。

○中田参与 その4行で集約されて書いてあるような気がするのですね。でも、これだとちょっと舌足らずかなと思って、もう少しきちんと書いたほうがいいのではないかということは思いました。

○高山座長 一生懸命、事務局もこれで何とか集約しようかなというところなのですが、足りないということの御意見いただきましたので、できれば事務局を助けていただく意味で、こういうような文章を入れてくれるといいのですということを投げかけていただいて、それをもらってみんなに投げてという形でよろしいですか。

○中田参与 わかりました。

○高山座長 お願いします。

それでは、以上をもちまして、1番目の検討課題。

○上倉参与 済みません、1点だけよろしいでしょうか。1ページが一番最後の文章なのですけれども、「公益法人の会計処理を適正に行い、法人の財務状況を正確に表すため、会計帳簿及び計算書類を作成する基準として、公益法人会計基準が定められている」。

次の2ページに行きまして、20年基準のお話になるのですけれども、ここがすんなり読めないなと思ひまして、というのは、1ページが一番下の段落の文章で「会計帳簿及び計算書類を作成する基準として」と書いてあるのですけれども、会計帳簿を規定しているのは昭和60年基準までの話ではないかなと思ひていまして、16年基準からは会計帳簿で定めていけませんので、この記述をするのであれば、旧会計60年基準までは会計帳簿を作成する基準として定められていたみたいな文章にしたほうがいいのかなと思ひました。

○高山座長 そうですね。

○長参与 正規の原則が入っていますからいいのではないかと思うんですけれども。

○上倉参与 正規の簿記の原則ですか。

○高山座長 一般基準の中に入っていますね、正規の簿記は。会計帳簿ないのか、書いてありますね。一般基準(2)財務諸表は正規の簿記の原則に従って、正しく記帳された会

計処理に基づいて作成しなければならない、と入っているので、いいと思いますけれども。

○上倉参与 だめというのは。

○高山座長 ずっと入っているんです、会計基準には。

○上倉参与 会計基準設定当時から、今、20年基準までも含めてという話なんですか。

○高山座長 20年基準がと読んじゃうということなんですか、今、上倉参与が。

○上倉参与 私がこれの文章を読んだときには、これは旧会計基準のことだなというふう  
に読んだのですけれども。

○金子参与 皆様がお持ちの公益法人会計基準について一番最初のページは、昭和60年9  
月17日で公益法人の会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきた、  
で過去形で終わり、3ページの公益法人会計基準第1総則では、財務諸表及び附属明細書  
並びに財産目録の作成の基準という記述になっておりますね。作成されてきたところの  
文章が、今の1ページの一番下の文章に相当し、今の会計基準の目的は3ページがという  
ことでしょうか。

○高山座長 作成の基準ですか。こちらのほうに変えるということですか。これは旧基準  
のことを書いているのですか、この1ページ目の。

○松前補佐 そういう意図はないです。

○高山座長 大きく公益法人会計基準のことを言っているんですか。

○松前補佐 はい。

○高山座長 であれば、まあ。

○上倉参与 会計帳簿及び計算書類という言葉は旧会計基準のときに使われていたような  
気がするのですが。

○高山座長 確かに計算書類という言葉は捨てましたからね。そういう誤解もあるので、  
ここは正しい3ページ目のほうを使いますか、これ。作成の基準にしますか。確かに計算  
書類は16年で財務諸表にしたので計算書類捨てたので、「計算書類」という言葉自体は古い  
ですものね。

○松前補佐 そうですね。

○高山座長 全部取ってしまいますか、「会計帳簿及び計算書類を作成する基準として」を  
取ってしまって、「公益法人の会計処理を適正に行い、法人の財務状況を正確に表すため、  
公益法人会計基準を定められている」にしますか。そのほうが早いですね。これは抜い  
てしましましょう。誤解しますね。60年基準になってしまいますものね。ありがとうございます。  
それは半行抜いてください。

ほかにありますか。あとはメール納付になってしまうので、もし気づいたことがあれば、  
今、ここで議論したいと思うのですけれども。

○梶川参与 済みません、全く日本語の感覚だけなんですけれども、8ページの一番下の  
段落の「平成20年会計基準は、今回の制度改正」と書いてあるのですけれども、「今回」と  
いうのは、最も新しい回であることは間違いのないのだと思うのですけれども、時の経過と

今回、このぐらいのワーディングに。

○高山座長 今、27年に出そうとしていますから。

○梶川参与 ちょっと素人目には。

○高山座長 7年も。

○梶川参与 もう一回あったのかなみたいなの、一瞬、ただ、それだけ別に日本語で今回といえば今回なのだろうなと思うのですけれども、それだけです。

○金子参与 今、梶川参与がおっしゃられたところよりも、3段落ぐらい上に「一般法人は非営利を目的とする法人であり」とあるのですけれども、営利を目的としない法人という言い方はよくあるかと思うのですが、「非営利を目的とする」というのは。

○高山座長 おかしいですね、論理矛盾ですね。

○金子参与 おかしいという話になって。

○高山座長 おっしゃるとおりだと思います。

○金子参与 これ取っても、その後、「利潤の獲得と分配を目的とする法人ではない」と書いてあるので同義になっているので、取っても文章が通じるんですよ、その後。

○高山座長 そうですね。それは取ったほうがいい。皆様、またもう一度、よく読んでいただいて、気になったところ、私も実は6ページ目のところの「一定の理屈」って、余り理屈と言わないだろうなというように思うように、皆さん用語がもう少し公表するにふさわしいところにもう一回していかなければいけませんので、ぜひもう一度見直していただいて、私も見直しますので、気づいた点があれば、事務局のほうにメールをしていただくということで、よろしいですか。皆さんのところにメールでこの検討状況行っていますので、これに修正というところを使っただいて、もう一度投げてくださいと大変事務局も助かりますので、ぜひよろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、次の「改正退職給付会計基準の適用について」ということをいただいております。それが皆さんのお手元に、最後の資料2でございます。この点については、上倉参与から御説明願えますでしょうか。

○上倉参与 1ページ目から順を追って、まず経緯ということで、公益法人会計基準においては、16年基準以来、いわゆる退職給付会計基準の適用が前提にされていると解釈されてきて、これまで会計慣行として定着してきたというところがあるかと思えます。

さらに16年基準が出た後、会計士協会のほうでも実務指針という形で、退職給付会計基準の適用が前提とした記述が行われているところがあります。

一方で、24年5月に退職給付会計基準が改正されております。

4番目の主な改正点としましては、1ページから次の2ページまで(1)～(6)まで書いたところがございますけれども、この流れから行きますと、ごくごく自然に退職給付会計基準が改正されれば公益法人会計においてもそれを適用していくのだというような流れになってくるかと思えますけれども、一方で、2ページの一番下の5番目のところ、独立行政法人における退職給付会計基準の改正の取扱い、こちらが結果として企業会計より

1年おくれでいいというような取扱いになっております。したがって、監査をやる会計士の立場からすると、独法でこういう事務連絡が出ているものですから、何か混乱して、公益法人ではこういうものが出ないとか、どう取り扱ったらいいのか、そういった疑問が出ているというところがあるものですから、改めてここでこういう方向性でよろしいですかということで、皆様に御意見を伺いたいというところでございます。

3 ページ目のところに、【今回の検討事項】ということで記載させていただいております。「退職給付会計基準」をそのまま適用するという考え方でいいのかどうかということであります。(1)～(3)までのところで、私の考え方が記載されております。(1)としては企業会計と異なる方法を採用する積極的な理由はないということと、従来から退職給付会計の原則法、簡便法ではなくて原則法を採用する公益法人が改正された退職給付会計基準を採用するデメリットはないというふうに考えます。独立行政法人のところでは「独法の制度改革に係る会計基準に関する検討」といった事情があって、こういった結論になったというようなことが説明されておりますので、公益法人においてはそういった特段の事情はないというふうに考えることから、そのまま適用するということがよろしいのではないのでしょうかというような方向性を示しております。

2 番目のところでは、現在会計士協会のほうで実務自身の改正作業が行われておりまして、20年バージョンに改正するというような作業が行われておりますので、きょうのこちらでの結論を会計士協会に伝えて、それを反映していただくというような方向性でよいかどうかというような、この2点を御検討いただければというところでございます。

○高山座長 よろしいですね。今の1つ問題となるのは3ページ目ですが、そのまま適用するという考え方なのか、そうではなくて十分内容を検討していただいて、公益法人にとって対応できないようなものがあるかどうかという作業が必要なのかなということで、大枠は賛成だと思うのですが、1番目も含めて、2番目のほうにお願いをするというわけにはいかないでしょうか。2番目というのはJICPAで、今、改正作業されているということですから、そのときに、今のそのまま、そのまま適用というのは期間でなくて、今の取扱いをどうするのかということも含めて、もし内容を十分検討していただいた結果、そぐわないというようなものがあれば、そういうものをJICPAの実務指針に反映していただくということで、1番は今すぐ検討というのはなかなか難しいと思うんですよ。もう時間もありませんし、どうでしょうか、長さん、いかがですか。

○長参与 基本的に影響する法人はほとんどないというか、少ないはずですがけれども、それで、今、適用しないとか、1年おくらせるのは不可能ですね。何も今まで言ってないですから、今さら言われても困るということだと思えます。何も言ってないということは、そのまま適用だと思いますけれども、基本的には。

○高山座長 中田参与、いかがですか。

○中田参与 考え方からいったら、そのまま適用なんだと思いますね。ただ、新しい会計基準をこれからどう取り込むかについては検討していくというスタンスを出しましたから、

検討しないでそのままというのもそれと矛盾するような気がします。

○長参与 科目例示ありますよね。科目例示があって、出ているものは基本的にそのまま適用ではないかと思うのです。

○高山座長 科目例示も変わってきますよね。だから含めて。

○長参与 ないところは。

○上倉参与 連結だけですので、科目が変わっているのは、公益法人会計基準には影響はないと思うんですね。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 退職給付という経済事象自体は特に公益法人でも当然あっても一緒なので、皆様考えられるような考え方でよいかと思うのですが、今回のこの基準が個別と連結で科目が違うという、IFRSへの適用がかなり意識的に行われたものとしての位置づけで、もともと全くない退職給付会計基準がなくて、そこで新たに入ってきたときと今回の改正点は意味合いが違うので、そこを考えるというのは難しいのかなと思います。

○高山座長 梶川参与、いかがですか。

○梶川参与 今、金子さんが言ったところは少し考えないといけないかと思うんですが、基本的には何年か特段の扱いをする理由はないですから、適用期間も同じなので、長さん言ったように、そんなもの普通に当たり前でしょうという話なんですけれども、確認文書みたいな話をするかどうかなのですかけれども、それはこの研究会でやることなのか、協会でもやっても別に、ただ何か出すか。

○高山座長 多分ほとんどの法人は原則ではなくて簡便法使っていて、原則使っているところで、新しい会計基準にするためにはソフトを変えなければいけないんですね。いろいろとそれに合うようなソフトなので、ですから、そういうものも含めて準備期間は要るんですね。だから、今さらそのままでしょうというふうにするのも気の毒な部分もあると思うんですけれども。だから、独法もそういうこともあわせて1年間時間を稼いだのではないですか。

○長参与 独法はもう違う方向みたいです。

○高山座長 違う方向性ですか。具体的に公益法人に適用していいかどうか、検討は絶対必要だと思います。ですからそれも含めて、できれば協会が今、実務指針をつくっていらっしゃるの、そちらにお願いというわけには皆さんどうでしょうか。

○上倉参与 これは会計士協会が決めるべきものではないと思うんですね。

○高山座長 決まらなければ実務指針できないですね。

○上倉参与 この場で決めていただいて、それを受けて会計士協会が実務指針を出すという。

○高山座長 でもそのままいいかどうかという検討はしなければいけないですよ。時間的な流れがあります。

○小森委員 だから結論はここで判断するかもしれないけれども、そのフィルターは協会

のほうでやってくれないかと、そういうことですね。

○高山座長 そういうことです。

○小森委員 検討そのものを。

○高山座長 検討ですね。公益法人に精通した人たちがいらっしゃって、企業会計をそのまま入れて大丈夫かどうかというフィルターは必要だと思うんですね。ここでやるにしてはちょっと時間が余りにない。

○上倉参与 フィルターをかけるような内容ではないのかなと。

○高山座長 その確認をしていただきたいのですね。今のままいいということできますか。例えば1ページですけれども、改正前、改正後があって、例えば先ほど言ったようにIFRSを考えながら割引の見直しが原則、容認はまだ認められていますけれども、原則は完全にIFRSを睨んだやり方ですよ。

○上倉参与 そうですね。影響あるところは(2)のところだけなんですね。

○高山座長 その検討がないままで、そのままというのはちょっと難しいと思うので、これだから別にこのまま行っちゃうかということですか。

○上倉参与 改正後の計算方法で不都合があるかどうかを検討するということですか。

○高山座長 それで何か影響するかどうかですね。改正後で必ずいかなければいけないかという検討はされてないですね。このまま行っちゃいますか、それとも。改正するという前提でそのまま行って直してもらいますか。

○上倉参与 内容的に検討するものではないと思うのですけれども。

○高山座長 ないですか。

○長参与 大きく不都合はないし、それほど影響もないと思うんですけれども、余り検討しても意味がない。これを検討した結果、適用しませんと、従来の退職給付会計でやりますというほうが影響が大きいし、おかしいです。

○高山座長 ということで、ここで検討したということにしましょうか。そのまま適用していただいて、それを踏まえて、一応そのまま適用という形でいっても結構なのですけれども、協会の中で一度本当にそれでいいかどうか、ちょっと立ちどまっていただいて、それでその検討した結果、そのままということであれば、それをちょっと投げてくださいというのはいかがでしょうか。今、そういう資料等もなくして検討する部分もないので。

○上倉参与 はい。

○中田参与 そうすると、退職給付会計だけでいいですか、ほかのこともありますよね。なぜ退職給付会計だけがそういう取扱いになったかということになるのではないですか。

○高山座長 それも含めて、私が期待しているのは、3ページ目で、現在実務指針の改正作業をされていくわけですから、その中で多分そのままなのかどうか、会計士の中で検討していただいて、それで実務指針の改正をされるのではないのですか。その中で、そのままいいということをお願いできれば我々のほうでも検討できますし、判断迷っていますということで投げただけであればそれも検討できるのですけれども。

○上倉参与 どちらかという、協会での専門部会での皆さんの意見は、そもそも協会でもうこういう、適用する、適用しないということを決めるということではなくて、設定主体である内閣府で決めてもらって、それを実務上どう適用していったらいいのかというものを検討するのが協会でしょうというような、そういう意見なんですね。

○高山座長 わかりました。わかりましたけれども、書きぶりが、そうするとここで出さないと協会のほうも実務指針に入れないということですね、今のお話だと。

○上倉参与 そうですね。

○高山座長 時間がないので、やるのはいつという話に今度なってきましたけれども、事務局がそこまで対応できませんという話ですね。この検討状況についてまとめるのが今のところ最優先ですね。

○松前補佐 こういう内容について、当初から要望いただいております、検討の仕組みについて決めていただくという報告書にはなっておるところですので、この報告書をまだ御承認いただいてない状況でございますので、そういうやり方、これに従ったやり方でやっていくとなると、ここが検討して、それを協会に方針に従って御検討いただくという流れを報告書で今つくろうとしているところでございますので、その中で、これを受けて文章を出すというのはタイミング的にちょっと難しいなとは思いますが。

○高山座長 そうですね。だからお時間いただけるならばですけども、その間、実務指針がたなざらしになってしまいますけれども。

○松前補佐 そうなると、今までどおりで、もし改訂までやっていただけるのだったら、もっともっと適用されていく状況を踏まえていただいてやっていただくかどうかで、また、今の仕組みというのも、要はここで検討した結果を協会に具体的に検討していただくということには書いてありますけれども、要は検討課題に上がるのも、今回の研究会でもあったように、協会で問題意識があったものを出してもらって、ここでやるという、どちらの流れも含んでいるようにも考えております。だからそこはどちらがどうというのは、そのときの基準の内容の変更点にもよるのかなと思いますけれども。

○高山座長 梶川参与、いかがですか。

○梶川参与 金子さんが先ほどおっしゃったように、これは意味があるといえばそうなんですけど、逆に言うと、今おっしゃられた1つ導入した会計基準について、小さな改正まで全部ここでスクリーニングかけるかという話はまた別ではないかと思うんです。だから、それが実務家のレベルでの御要請として、これはスクリーニングをかけたほうがいいという話を受けて、ここで議論するという方法論は十分に取上げられると思う。全く新しく退職給付の話だと、それはだれが見てもここでやって落とし込むということですけども、企業と同じでいいよねと話が始まっている話で、どこが変わったとか、何とかの場合はそれが実務上問題であれば要望書でもいただいて、むしろこちらがキャッチアップすることも議論としてはあるのではないかということ言えば、見直してくれという要望が協会として出さないということであれば、こちらが取り上げるかどうかの話ではあると。

ただ、こちらが特に取り上げたいと思えば、取り上げるということにはなると思うのですが、そういうたてつけで言えば、少なくとも協会としてはそういうものを見直してくれという話までは出していないということなんですよね。見直して、出せというのだったら、結論なくというのはちょっと難しいかなと思うんですね。

○長参与 多分退職給付については、もともと企業会計が変わってそのままいくだろうなとみんな思っていたんですけども、独法のほうがどうも違うものが出ているというので、一部騒いでいて、公益法人はどうなっているのだ、どこにも何も書いてないのだけれどもと、書いてないのはそのままなんですけれども、と言って納得しないというか。

○梶川参与 不安を解消してくれというのはまずいと思うんですね。

○長参与 そうなんです。この状態は全く変わらない。

○梶川参与 普通はそういうふうに少し考えるということ。

○長参与 協会のほうもみんなそういう感じだったですね。

○上倉参与 そうですね。

○長参与 どうせ300万未満のほうが多いし、変わったとしてもそんなに変わらないしということなんです。

○梶川参与 だとすれば、それはそれで判断してやってと言いたくなる。

○上倉参与 淡々とやっていくということですよ。

○梶川参与 ことではないですか。

○高山座長 こちらは開くには時間もかかりますし、先ほど手続の問題とかもありますから、結構時間かかっちゃうので、これは実務指針でやってくださいという。

○上倉参与 わかりました。

○高山座長 それでよろしいですか。

○梶川参与 ただ、その結論について、少し何か解説した文書を出したほうが、この研究会としては助かると。

○高山座長 そうですね。

○梶川参与 研究会が見直さなかったサポートにもなるということだと。

○上倉参与 わかりました。

○長参与 多分1は、退職給付の新基準はしないとかということだと大ごとになるので、そこのところも協会だけでは決められない。

○小森委員 イレギュラーな方向ということ。

○梶川参与 実務のレベルで、確信を持ってやっていただければ。

○高山座長 よろしく申し上げます。

ということで、2番目はそういう形にさせていただきますので、今後、協会とこちらの研究会がいろいろ意思疎通を図って、お互い不足した部分を補い合うというような関係が築けたらというふうに思いますので、ぜひ皆様も御協力いただければと思います。

きょう、おくれていらっしまったのですけれども、実は高野事務局長が今度総務省に移

りまして、同じ総務省から岩田事務局長がいらっしゃいましたので、一言よろしく願いいたします。

○岩田局長 研究会の最後に出てきて、最後に挨拶するという、16日付けでこちらに参りました。よろしく申し上げます。公益法人とのかかわりは、この改正の一番最初の行政委託型公益法人改革のときに行革事務局にいましたということで若干かかわりがありますけれども、ここまで来ているとはとても思っていませんでした。今後ともまたよろしく願いいたします。

○高山座長 よろしく申し上げます。

終わる前にお二方の委員の方、今まで長い間出席していただいてありがとうございました。何か御意見等ございましたら、雨宮委員あるいは恵委員。

○雨宮委員 特にございませんけれども、いろいろ勉強させていただきましてありがとうございました。

○高山座長 ありがとうございます。恵委員から。

○恵委員 本検討会の皆様の真摯な御検討に感動して、どうもありがとうございました。

○高山座長 ありがとうございます。

座長として、本当は進行役に徹すればいいものを私も結構自分の意見を言ってしまって、皆さんお怒りがあると思いますが、進める時間がなかったもので、ぜひその点については御容赦願いたいと思います。

では、ほかになれば、以上をもちまして16回すべての研究会終わりました。少し宿題が残っておりますが、皆様ぜひ最後の御協力のほうをよろしく申し上げます。

以上をもちまして16回終わりにします。どうも今までありがとうございました。